平成２２年（フ）第４５号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目13番60―205号　玉城アパートＡ
債務者　東江　新平
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０７号
沖縄県那覇市与儀２丁目22番22号　日の出荘301
債務者　品川　高志
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１２１号
沖縄県豊見城市字真玉橋291番地１　ニューライフとよみ202号
債務者　仲村　裕美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３２号
沖縄県那覇市銘苅２丁目８番22号　メゾンあらかわ402
債務者　島袋　邦子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３８号
沖縄県糸満市字阿波根1406番地の288
債務者　比嘉　京子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３９号
沖縄県糸満市字阿波根1406番地の288
債務者　比嘉　晋
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５６号
宮城県石巻市渡波字念仏壇68番地14
債務者　内海真知子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
宮城県石巻市垂水町２丁目12番地４
債務者　内海　武也
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
茨城県ひたちなか市大字稲田1059番地の99
債務者　田中　君江
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１１６号
茨城県石岡市正上内７番５―204号正上内台団地Ｅ棟
債務者　山野井真紀
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５号
茨城県土浦市宍塚1424番地
債務者　久松　雅
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第４７号
長野県上伊那郡辰野町大字小野1731番地68
債務者　更科　芳彦
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第２３７７号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地11―402
債務者　大西　巳輝
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３０９号
京都市左京区北白川久保田町25番地
債務者　奥山奈美子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
兵庫県西宮市田代町11―12　ファインコーポ102、住民票上の住所京都市左京区北白川久保田町25番地
債務者　奥山　欣也
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
京都府京田辺市河原室垣外６番地９―202
債務者　谷口　豊子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５２９号
京都市南区西九条菅田町26番地16
債務者　郡　道代（旧姓兼松）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係